

議第134号

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和6年11月27日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例
京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条中「29人」を「27人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

農地利用最適化推進委員の定数を改定する必要があるので提案する。